

**税金サプリ**  
 これで難解な税金もスッキリ

**Zeikin Supplement**  
**会計・税務書類のデジタル化促進へ**

**申告書類等の押印は廃止へ。**  
**帳簿書類は電子保存へシフト。**

令和3年度税制改正において、税務署に提出する申告書・申請書・届出書等から押印欄をなくす押印義務が廃止される見込みとなりました。菅新政権が促進する行政手続等のオンライン化、デジタル化の障害となるといわれている紙の書類への署名・押印を排除していくことがその狙いです。

国税関係手続の99%は既にオンラインでもできるようになっており、紙からデジタル化への移行を積極的に後押しするために、署名・押印・対面を原則とする手続からオンライン化へ舵を切ることになります。



**電子で帳簿作成しても電子帳簿保存は低調**

令和3年度に改正が見込まれるのは、電子申告の更なる推進に伴う添付書類の省略や、オンラインで申告業務が完結できるようにする電子帳簿保存の要件緩和、紙の申告書・申請書・届出書における押印の原則廃止、押印を残す場合にも電子的に代替できる方策や、本人確認などの対面を前提とする手続の見直しです。

中でも、契約や請求書・領収書等の取引の流れから決算関係書類、申告書の作成に至るまでデジタルで完結す

る電子帳簿保存制度の普及・利用は欠かせないところとなります。

注目すべきは、電子で帳簿作成している事業者の割合(下図右表)は売上高1,000万円を超える規模では多数を示していますが、電子帳簿保存の承認件数(下図左表)は中小企業では約5%と低調になっていることです。

電子帳簿保存の真実性(改ざん防止など)、可視性の承認要件が少し高いハードルなのかもしれません。

**1 電子帳簿保存の承認件数&電子で帳簿作成している事業者**

		納税者数	承認件数 (注4)
法人	大企業 (注1)	3.3万社	2.4万件
	中小企業 (注2)	309.9万社	14.8万件
個人事業者 (注3)		525.1万人	6.2万件

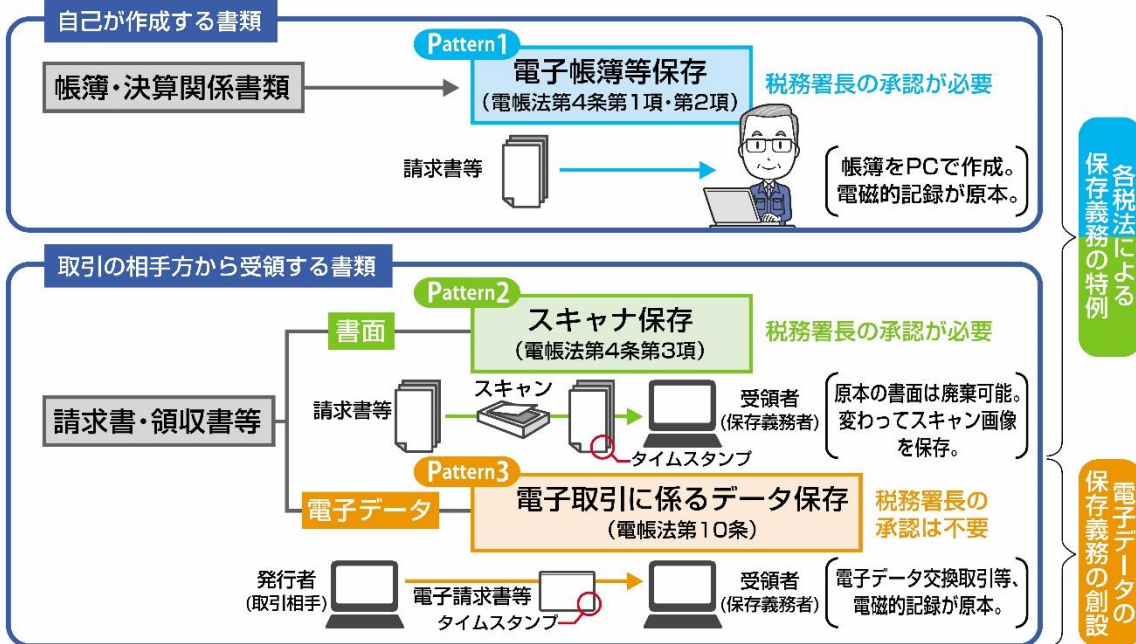
事業者の売上高	電子で帳簿作成している事業者の割合(注5)
1億円超	87.6%
5千万円超	71.8%
1千万円超	59.4%
1千万円以下	48.7%
自営業主に占める「雇用的自営等」の割合(注5)	41.5%

(注1) 国税局所管法人(原則として資本金1億円以上の法人及び外国法人等)  
 (注2) 税務署所管法人  
 (注3) 令和元年分所得税確定申告における事業所得者数及び不動産所得者数

(注4) 承認件数は各事務年度末の累計。  
 1社で複数件の承認が行われることもあることに留意。  
 (注5) 政府税制調査会 第一回専門家会合 日本商工会議所資料 より

## 2 国税関係帳簿書類の電子保存

帳簿書類を電子保存する場合は、下図のように3つのPattern(パターン)となります。



## スキャナ保存処理の現状

スキャナによる保存承認件数は、平成27年度以降の要件緩和(右記)により1,000件を超え、令和2年6月末時点では4,041件となっています。しかしながら、紙の領収書等をスキャンした画像データを保存することにより、その原本である紙の廃棄を認める制度であるため、「コピーであるデータ」と「原本である紙」との同一性を担保し、改ざんを防止する等の要件をクリアする必要があります。経理スタッフが手薄な中小零細事業者にとっては、少し高いハードルとなっているのが現状のようです。

- 平成27年度改正: スキャナ保存の対象拡大・要件の見直し (3万円以上の領収書等を対象に追加等)
- 平成28年度改正: スキャナ保存の要件緩和 (スマホ等による社外における読取り認容等)
- 令和元年度改正: スキャナ保存の対象拡大 (一定の要件の下、書類の種類ごとに1回に限り、過去の重要書類のスキャナ保存を可能化)
- 令和2年度改正: 電子取引に係るデータ保存の要件緩和 (自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合のタイムスタンプ不要化等)

## 今後の電子帳簿保存に関する改正の方向性

### 署名押印義務

- ・押印義務は、原則廃止へ。
- ・実印による押印及び印鑑証明書の添付を求めている手続は、政府全体の方向性を踏まえその取扱いを検討する。  
(例)納税の猶予や相続税の物納申請時に提出する担保提供関係書類や相続税の特例適用申請時に添付する遺産分割協議書等。
- ・署名又は押印を求めている手続で、認印を許容しているものは押印と併せて署名も不要へ。

### 電子帳簿保存

- ・電子帳簿保存のインセンティブを高め、低コストによる要件クリアを促進する為の環境整備へ。  
(例)青色申告特別控除の額が10万円加算へ。

### スキャナ保存

- ・デジタル化を進めるうえで原本の紙を前提とする要件の廃止又は緩和へ。
- ・オンラインによる請求書・領収書等の改ざん抑止措置を設定へ。

